

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月2日

廿日市市長 松本太郎

- 1 専決処分の内容 別紙のとおり
- 2 専決処分年月日 令和7年10月29日

令和7年度

廿日市市一般会計補正予算
(第3号)

広島県廿日市市

令和7年度廿日市市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度廿日市市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,101千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,008,704千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年10月29日

廿日市市長 松本太郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	10,843,470	12,101	10,855,571
	2 国庫補助金	3,421,943	12,101	3,434,044
	歳 入 合 計	66,996,603	12,101	67,008,704

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9	教育費	6,404,924	12,101	6,417,025
	6 保健体育費	1,211,328	12,101	1,223,429
	歳 出 合 計	66,996,603	12,101	67,008,704

令和7年度

廿日市市一般会計歳入歳出
補正予算事項別明細書
(第3号)

広島県廿日市市

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
9 教育費	千円 6,404,924	千円 12,101	千円 6,417,025
歳 出 合 計	66,996,603	12,101	67,008,704

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
12,101			0
12,101	0	0	0

一般会計

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

12,101千円

2 項 国庫補助金

12,101千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	千円 674,345	千円 12,101	千円 686,446
計	3,421,943	12,101	3,434,044

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補 助金	千円 12,101	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	千円 12,101

3 歳 出

9 款 教育費

12,101千円

6 項 保健体育費

12,101千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 学校給食費	千円 803,209	千円 12,101	千円 815,310	千円 12,101 国庫支出金 12,101	千円	千円	千円
計	1,211,328	12,101	1,223,429	12,101	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	千円 12,101	004 学校給食管理運営事業 学校給食費負担軽減事業負担金追加
		千円 12,101